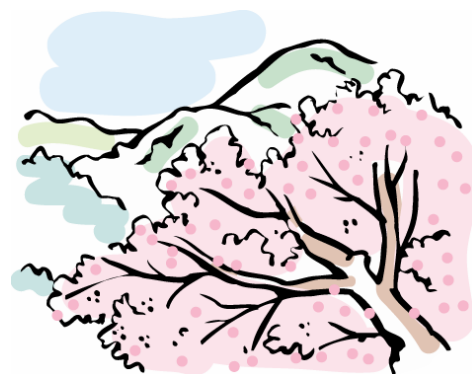


手コ労務管理事務所通信

新型コロナウイルス感染症対策で利用可能な厚労省の助成金まとめ（4/6時点）



◆雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する助成金です。今回特例が設けられており、受注量が減った等により雇用の維持等が困難になった等、新型コロナウイルス感染症の影響により影響を受ける事業主が対象になります。

4月1日からの雇用調整助成金の特例措置としては、以下の内容が発表されています。

- ・生産指標の前年同期比が1か月5%以上減で可
- ・雇用保険被保険者以外の労働者も助成金の対象
- ・支給率 4/5(中小)、2/3(大企業)
- ※解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)(上限額は従来どおり)
- ・計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)
- ・クーリング期間、被保険者期間要件撤廃
- ・その他、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化、教育訓練の内容に応じた加算額の引き上げ措置

ただし、4月6日現在、4月1日以後の更なる特例措置に関する具体的な手続き方法等は厚生労働省から発表されていません。申請を検討している場合は、厚生労働省のHPを都度確認し、準備することをお勧めします。

【新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

【雇用調整助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

◆働き方改革推進支援助成金(旧：時間外労働等改善助成金)〔テレワークコース〕

2月17日から5月31日までの間にテレワークを新規(*)で導入し、実施した労働者が1人以上いれば対象となります(*トライアルでの導入でも可)。

助成額は対象経費合計額の2分の1(1企業当たり100万円上限)で、対象になるのは、テレワーク用通信機器の導入・運用、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティングにかかる経費になります(パソコン、タブレット、スマートフォン)の購入費用は対象外。web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器等が対象)。

5月29日までに必要書類をテレワーク相談センターに提出して取組みを実施したのち、7月15日までに支給申請書等を提出します。

【働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

◆働き方改革推進支援助成金(旧：時間外労働等改善助成金)〔職場意識改善特例コース〕

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇等、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業が対象にな

ります。なお、2月17日から5月29日までの取り組みにかかる費用に対する補助であるため、特別休暇に対する賃金助成ではありません。

補助率は、4分の3（30名以下かつ対象ソフト・機器等の購入経費が30万円を超える場合は5分の4）か50万円のいずれか低いほうとなります。

【時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

※こちらの助成金についてはまだ「働き方改革推進助成金」としての情報が掲載されていないので、従前の厚労省のサイトをご案内しています。

◆小学校休業等対応助成金

小学校等（放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認可外保育施設等を含む）の臨時休校等により、子の世話をを行うため労働者（祖父母や里親等含む）に、年次有給休暇とは別に休暇（半休、時間休を含む）を、年次有給休暇取得時同様、有給で取得させると対象となります。当初2月27日から3月31日の休暇が対象でしたが、6月30日までに延長される予定です。

助成額は、支払った賃金相当額（日額上限8,330円）です。

なお、本来は特別休暇は就業規則等へ規定すべきですが、本助成金については就業規則等の規定がされていなくても、要件を満たしていれば対象になります。

休校等により特別休暇を取得させる場合は、念のため厚生労働省のHPをご確認ください。

【小学校休校等対応助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

◆助成金の受給を検討している場合

新型コロナウイルス感染症の影響が深刻さを増してくる中、状況に応じて助成金の申請要件等が変更になる場合がありますので、受給を検討している場合、厚生労働省のHPを確認の上、最新の情報を確認するようにしてください。

新型コロナウイルスへの企業の対応 ～マーサージャパン調査より

◆新型コロナウイルスに対する対応調査

人事コンサルティング会社のマーサージャパンでは2月27日から3月4日までの期間、新型コロナウイルスに対する企業の対応について、調査を実施しました。

◆時差出勤、テレワーク

各社の取組みの現状としては、「時差出勤の許可・奨励」が84%、「在宅勤務・テレワークの許可・奨励」が69%と柔軟な対応が進んでいます。

在宅勤務・テレワークについては、82%が全社または一部の部門で実施しています。その一方で、18%の企業が実施していない理由としては、「インフラが整っていない」（78%）、「関連規定・ルールが整備されていない」（66%）、「業務特性がテレワークに適していない」（62%）などが挙げられています。

◆イベントの中止・延期

「緊急性の低い国内外の出張を中止・延期」が91%、「集合型社内研修の中止・延期」が71%、「職場での懇親会等の中止・延期」が59%、「採用関連イベントの中止・延期」が39%と多く、「新卒・中途入社式の中止」も10%となっています。

◆オンライン化

会議などのオンライン化も「オンライン会議への切替え」（社内ミーティング52%、社外ミーティング39%）、「オンライン研修への切替え」（27%）と進んでいます。

◆企業への影響

企業が抱える懸念としては「出張の中止や延期に伴う商談のスローダウン」が57%、「国内外の経済活動の停滞、自粛ムードに伴う売上の減少」が50%と多くなっています。

◆マーサージャパンによるポイントまとめ

・全社共通の対応としては、総じて不要・不急な出張の中止・延期やテレワークへの切替えなど、感染拡大防止にあたり必要な施策を実施する一方、ビジネス面の影響や4月以降の業務計画の見直しについては慎重に見極める姿勢が大半であり、悲観的なトーンが比較的に強いメディア報道に比べ、企業の現場では比較的冷静な対応が多く見受けられた。

・一方で、感染拡大防止に向けた対応・施策が十分に整備されていない企業も散見され、個別企業ごとの危機管理や業務・ITインフラ、リーダーシップのあり方の違いが浮き彫りになった。

【マーサージャパン】

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000046.000035512.html>

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…
子コ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185